

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A工場に入社し、運転手として業務に従事していたところ、同年〇月〇日、取引先で荷物を積み込んだ後に、クレーン操縦席より降りようとした際に、はしごから足を滑らせて落下し負傷（以下「本件負傷」という。）した。

請求人は、負傷後B医院に受診し「右肘、左手、左下腿打撲挫傷」と診断され、その後、C整骨院、D病院に転医し、D病院で「頸髄不全損傷、頸椎椎間板ヘルニア」と診断され、療養を行った結果、平成〇年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、頸髄不全損傷による残存障害があることから、障害等級第12級を取り消して、障害等級第3級として認定すべきであると主張するので、以下検討する。

請求人は、本件負傷日である平成〇年〇月〇日にB医院を受診し、「右肘、左手、左下腿打撲挫傷」の診断を受けて通院治療し、同月〇日からはC整骨院にて施術を受け、その後、同年〇月〇日からD病院にて「頸髄不全損傷、頸椎椎間板ヘルニア」の診断の下で通院加療している。

当審査会で医証を検討したところ、請求人は初療である、B医院に本件負傷日である平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に合計7日間通院して上記の診断のもとに、頸椎部の診察、湿布及び鎮痛剤投与等の治療を受けており、同年〇月〇日の診療録には「各T e s t (一)」と記載され、この間、頸椎に関する傷病名は認められていない。一方、E医師による「頸髄不全損傷、頸椎椎間板ヘルニア」の診断日は、約4か月後の平成〇年〇月〇日であり、以上の診療の経緯及び受傷機序も明確でなく、診断もされていないことからしても本件負傷日である同年〇月〇日において、頸髄不全損傷などの傷病を発症したとは判断できない。

また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「脊髄および頸部神経根に外力が作用した結果、時には労務に支障がある程度のいわゆる『神経障害性慢性疼痛』が主として頸部及び左上肢、左下肢に残ったと認められる」と述べており、当審査会は同医師の意見を妥当なものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に

応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。